

地方分権改革推進特別委員会記録

- 1 期 日 平成20年9月16日（水）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 渡壁正徳
副委員長 杉西加代子
委員 金口 巖、野村常雄、栗原俊二、門田峻徳、中津信義、
城戸常太、松浦幸男、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[総務局]

総務局長、総務管理部長、財務部長、人事課長、行政管理課長、財政課長、税務課長

[企画振興局]

企画振興局長、政策企画部長、地域振興部長、分権改革課長、市町行財政課長、新過疎
対策課長

[教育委員会]

教育次長、管理部長、総務課長

6 報告事項

- (1) 平成19年度普通会計決算見込額及び健全化判断比率等について
- (2) 県債の格付けの取得について
- (3) 教育事務所の再編素案について

7 会議の概要

- (1) 開会 午後1時32分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（門田委員） 教育事務所の再編案について、何点かお聞きします。

まず、手続面ですが、きょうの地方分権改革推進特別委員会に初めて説明されました。今後、どういうスケジュールを考えておられますか。

○答弁（総務課長） 今後のスケジュールですが、本日説明させていただきました委員会での御意見等を踏まえ、今後、教育委員会会議で慎重に検討していくということでございます。

○質疑（門田委員） 教育委員会会議で慎重にというのは当然だと思いますが、私の言っている手続というのは、この地方分権改革推進特別委員会にきょう説明され、ここで出たいろいろな意見を踏まえて、それを加味して教育委員会の方で御議論なされて、そして一つの報告をされるのだろうと思います。その報告の場はどこでしょうか。

○答弁（総務課長） 本日いただきました委員の皆様方の御意見も踏まえながら、今後、

- 教育委員会会議で慎重に御審議いただき、改めてこうした場で説明、報告をさせていただきたいと考えております。
- 質疑（門田委員） そうしますと、こうした場と今おっしゃいましたけれども、この地方分権改革推進特別委員会で報告されるということでしょうか。
- 答弁（総務課長） 所管でございます文教委員会なり、この地方分権改革推進特別委員会を考えております。
- 質疑（門田委員） 文教委員会なりこの地方分権改革推進特別委員会とおっしゃいましたけれども、文教委員会は文教委員会、この地方分権改革推進特別委員会は地方分権改革推進特別委員会です。そこは違うのではないのでしょうか。
- 答弁（総務課長） 実は本日の午前中の文教委員会でも説明させていただきましたが、教育事務所の関係についても文教委員会の所管ということで、文教委員会と地方分権改革推進特別委員会の両方で説明をしていかなければいけないと考えています。
- 質疑（門田委員） そうしますと、地方分権改革推進特別委員会というのは常任委員会と違って、頻繁にというか、毎月の開催ではないですが、その地方分権改革推進特別委員会に報告いただけると理解してよいのでしょうか。
- 答弁（総務課長） そのようにしてまいりたいと考えております。
- 質疑（門田委員） それでは、この手続については、そのように次の地方分権改革推進特別委員会できちんと報告していただけると理解させていただきます。
- それから、今度は実態面といいますか、中身についてですが、かつてというか、現在、教育事務所が6つあり、地域事務所は7地区です。そのずれというのは、本当はあしきことだったのでしょうか。
- 答弁（総務課長） 教育事務所については、地域事務所と数が違っていました。教育事務所の移遷ですが、昭和31年に8つの教育事務所を設置して、昭和34年に6つの教育事務所になり、これまで所管区域については一部変更がありましたが、現在の所管区域で6つになっています。
- それから、地域事務所と少し違うと考えているのは、地域事務所については、直接、地域住民や事業者がよく行かれているということですが、教育事務所の場合は、直接の行政客体と申しますか、それが市町の教育委員会あるいは学校ということで、少しその辺は違っているのではないかと考えています。
- 質疑（門田委員） まさにそういうことなのです。客体が少し違うわけです。そういう点から言うと、再編について基本的に地域事務所と連動するというスタンスで、きょうの報告でも3教育事務所とおっしゃったけれども、本当に3教育事務所でもいいのかどうか。教育委員会としての主体的な判断が、知事部局の地域事務所に連動するという単なる発想ではなく、教育委員会として本当にいい体制は何かについての議論は、どのようにされたのでしょうか。
- 答弁（総務課長） 教育事務所の所管区域等については、平成16年11月策定の第2次行政システム改革推進計画の中でも、教育事務所の所管区域は知事部局と連携のと

れた総合的な行政を推進する観点から地域事務所の所管区域と整合性を図ることとし、今後の地域事務所の再編の動向を留意しつつ見直しを行うとなっています。我々としても、こういうことも踏まえながら、なおかつ県内23市町に合併が進んだといったようなこと、あるいは市町教育委員会の体制がかなり整備されてきたといったようなことを勘案して、3つの区域でいきたいということでございます。

○意見・質疑（門田委員） 今回のこの再編は、地方分権とは言いながら、行革と申しますか、そういう観点も多分あるのでしょうか。そういう観点からいったときに、3つの事務所で本当にいいのか、あるいはもっと別な発想があるのかということなんです。体制整備についても、地域事務所の中で話し合った基本的な方向性、それは別にやぶさかではありませんが、だから即3つの教育事務所ということもないのではないかと思います。例えば一つの発想としては、広島県を東西と、それから北部に分けなくても、あるいは二分してもいいのかもしれませんが、もっときめ細かい対応をしようと思えば、特に小・中の義務教育ですから所掌部分をもっとふやしてもいいのかもしれませんが、いろいろな議論が残念ながら私にはまだ見えていないんです。そういう意味では、一つの案を今出されたけれども、それはあくまでたたき台であって、今後どうするかというその中の議論は、おっしゃるようにこれからなさるのでしょう。それは期待をしていますが、幅広い議論をしてほしいと思うわけです。

そこで、一つ聞きますが、正式の報告、提案がきょうあったわけですから、私はそれについて何も言うものはありませんが、ただ、この前、新聞等に一つの報道としてなされました。その案を見ると、何かもう教育委員会が一つの結論をお持ちのように、県民に与える報道があったわけです。その部分を根拠に考えてみますと、例えば東部の教育事務所、もし、距離感を一つの発想の観点に置かれるのであれば、地理的な距離感というのはもちろんあるでしょう。しかし、先ほどいみじくも言われたように、知事部局の客体と教育委員会の客体は違うという言い方をしますと、小・中学校の存在している場所、あるいは数、そういうものとの距離感をやはり私は考えられてしかるべきではないかという気がします。

それから、現実には、学校群と申しますか、学校が均等にあるのではなく、地理的には偏った形で存在しています。例えば今度の再編案の一つの東部というエリアを見ますと、福山市内が、細かいことは記憶していませんが、50%に近い40数%という学校の数が現在あるわけです。そのような部分を考えるときに、やはり幅広い議論を本当に今後してほしいという願いを持っています。そうしないと、あの新聞報道、それはそのまま県民にそうなるのだという予見というか、予断というか、それを与えてはまずいと思っていますが、あの新聞報道について何か意見があればお聞きしたいと思います。

○答弁（管理部長） ただいまの御質問の件ですが、最初に、なぜ3つかというお話がありました。総務課長が先ほど申し上げたように、教育事務所は、行政客体の面から、あるいは業務内容から見ても、地域事務所とは違っているところでございます。

私どもが再編についていろいろ検討していく中で、現実には23の市町に統合され、そういう格好で再編され、かつまた国等における分権をめぐる動き、あるいは法改正の状況を見た場合でも、再編はやむを得ない、再編すべきであろうという立場の中で、地域事務所と結果的に同じということですが、生活圏という部分のその重要性というのはやはり大事な部分ではないかと思っており、今の再編案で私どもとしては決定させていただいているものです。

それから、本日説明させていただきましたのは、資料にもありますように、あくまでも素案という形で、私どもが現在この教育事務所の再編についてどのように考えているかについて現在の箇所の考え方の状況を御説明したもので、この場で提案という意味合いではありません。その中で、先ほど総務課長が申し上げたように、これからさまざまな御意見をいただき、さまざまな御議論もさせていただきながら、私どもとしてどのような再編、その中では先ほどおっしゃいました事務所の位置の問題も含め、どういうふうにやっていったらいいかということを考えていこうという場ですので、そのところは御理解を願いたいと思います。

それから、教育事務所の位置につきまして、本日時点では私どもとしては、このままとしております資料、考え方が現時点でのままとさせていただきます。これ以上、きょう時点で教育事務所の位置については私どもとして考え方を申し上げる段階に至っておりません。先ほど、資料の中にも書いていますように幾つかの要件を書いています。私どもの基本的な考え方をもちながら、学校の問題や、行政客体の問題も含め、あるいは実際に業務がどのように行われているかということも考えながら今後の検討を進めたいと考えているところです。

○意見（門田委員） それから、中核市に研修権限があるということです。中核市に移ったのは、恐らく10数年前です。そのころを思い出すのですが、現状もそうですが、やはり研修の体制、私は中核市で決して十分に整っているとは思いませんし、権限がある、あるいは責任があると言ったときに、権限が行っているというだけでの議論ではなく、やはり実態はどうか、研修の成果を果たしている形になっているかどうか、そこの吟味といいますか、そこの部分の検証をしっかりしてほしいと思います。特に教員の資質の問題というのは、よく言われるように教育条件の最大のもものは教員だと言われるように、研修というのは大きなウエートを占めているわけですから。それが形の上では中核市に移っているのは間違いないけれども、しかし、実態はどうか、それだけの力を持っているのかという部分を、やはり今後の検討の大きなポイントにしてほしいと思います。

それから人事権、あるいは義務教育の国庫負担関係の問題というものは現実には中核市には行っていないわけですから、これについて、国の動きの中で中核市等へ移すという議論があるわけで、広島県はそれに今時点では反対しているというスタンスでおられるわけですから、その部分で言えば、余り分権のことを強調されるというのは、私は県のスタンスとずれがあるのではないかという気もするわけです。

その辺も踏まえながらやってほしいということです。

最後にお聞きしたいのは、先ほど来年4月ということをおっしゃいました。来年4月に物をしようと思えば、体制をつくるのとそれに伴う人事配置の問題等を逆算していけば、タイムスケジュールが非常にタイトになるのではないかと思います。そういう中で、この地方分権改革推進特別委員会へ次の報告をすると先ほどおっしゃっていただいたとすれば、私はかなり無理な進め方をされるのではないかという危惧もするわけです。来年4月という枠をはめず、もう少し柔軟にお考えになってもいいのではないかという気がします。そのようなところを含めて議論していただきたいと思います。

○質疑（城戸委員） 全然違う意見ですが、この間の提案の中に県病院の管理者の問題が出ていましたが、管理者でなければできないのかどうか、あのような形の場合は管理者以外にはできないのか、まず確認したいのですが、ここで質問してもわかるでしょうか。

○答弁（行政管理課長） 昨年度、病院の事業経営計画を策定され、今年度は県立病院の改革について準備を進められています。その中で広島病院については公営企業法の全部適用という形で今後の経営をやってこうという報告書がございます。それに向かって諸準備をしています。公営企業法の全部適用ということになりますと、公営企業管理者が必置です。そういう意味で、全部適用と公営企業管理者がセットで準備がなされていると聞いております。

○質疑（城戸委員） 公営企業法の全部適用と一部適用ということで、全部適用を用いたいということですが、もちろん目的は、いわゆる病院経営をきちっとやっていきたいという目的だと思うのですが、全部適用であれば病院経営がうまくいき、一部適用であればうまくいかないという発想になるのかよくわからないので、そこを説明していただけないでしょうか。

○答弁（行政管理課長） この報告書あるいは今の病院事業部の取り組みの考え方でいきますと、公営企業法の全部適用のメリットとしては、経営責任の明確化、あるいは経営の自立性、独立性、それから現実の運営にかかわる柔軟性や機動性が増すということです。何よりも、もう一つ、3つ目ですが、職員の意識改革ということですが、一つの企業であるということで、意識改革という部分、コスト意識と言いかえてもいいのですが、このようなことがございます。このような考え方のもとに準備を進めているところです。

○質疑（城戸委員） これは私見ですから、そうではないと言われるかも知れませんが、職員の意識改革ということから言えば、今でも多分、全部適用にしようとする部分適用にしようとする、意識というものは、管理者の意識で変わってくる問題だと私は思います。それが全部適用になったと言って、それでは公営企業法でいけば、やはり今の企業局も全部適用ですし、これで、意識改革できているのかと言えば、全く意識には関係ないです。

それから、決裁権の短縮も、これもはっきり言って、それでは人事権はどこにあるのでしょうか。人事権から言えば知事にあるわけです。そうすると最後の結論は知事まで行く、これは副知事を通らないわけにいかないわけです。そうすれば一般業務の部分は確かに短くなる部分はあるかも知りません。しかし、それが大変な予算を組み込むようなものであれば、全部通る話です。そうであれば一つも変わらないわけです。

今度は管理者の意識を変えていくということになると、この間見ると、その管理者は今の院長がそのままなるわけです。そこへまた新しく院長をつくるということですが、そうであれば何の意味があるのかと思います。二重になるだけではないかと思ひますし、一つも早くなりはしません。院長がいてその上に管理者ができて、知事部局の方は決裁権が減るかも知れません。しかし、院長は、病院の中はふえていくわけです。それで果たして本当にあなた方の言われるようなことになるのでしょうか。管理者は特別職です。特別職のばらまきをしているとしか思えないような今度の仕組みだと思ひます。これに対して明確な答弁が皆さんから聞けなかったのです。一体何のためにやるのかよくわかりません。もう少し、今の院長の体制で権限だけを譲ればできることではないかと思ひます。特別職ではなくても、院長の権限を知事部局から譲ればできることです。それなのに、なぜこのような管理者を置かなければいけないのかと思ひます。

その対象として、一つも合理化になっていないのは、企業局を見ればいいのではないのでしょうか。同じではないのでしょうか。どこが違うのかということですが、これは決めていることにクレームを言うわけではないのですが、いずれにしても、この行革の考え方がしっかりしていないのです。なぜやるのか、よくわかっていないとしか思ひません。だれに聞いてもいい答弁が返ってきません。これは、ばらまきではないかと言うと黙ってしまうのですが、はっきり言って私はばらまきとしか思ひようがありません。これに対していかが考えるか、総務局長のお考えをお願いします。

○答弁（総務局長） 繰り返しになるかも知れませんが、城戸委員が今おっしゃったことというのは、地方公営企業法全体に対する議論にもなるのではないかと思ひながら聞いていました。私どもとしては、責任セクターをしっかり独立させて、基本的な物事としてそこで完結させて物事を動かすという発想自体は、城戸委員も恐らくおかしいと言われているものではないと思ひます。

その中で、現在、医療制度改革を取り巻く環境は大きく変化しているわけですし、また、医師不足の問題等が待ったなしという状況のもとで、おっしゃるように、根幹にわたる部分について、今後とも知事や副知事と議論して物事が進むところに大きな変更はないかも知れませんが、少なくとも、物事が起きたときに臨機にその場その場で決断をして対応するという事柄が、こういった企業経営のもとではどうしても必要になってくると私どもは思っており、お伺いがありました企業局について

も、大きな1年間の方向性をどういう形で経営をしていくのかについては、もちろん私ども財政当局とも議論いただきますし、この1年でも当然相談いただきますけれども、一たん物事が動き始めて、その都度どうするのかということにつきまして、本来、公営企業管理者限りで物事を進めることができるような制度の仕掛けになっていますので、そういう意味では私どもとしては、非常に変化が激しい状況の中で、患者ニーズに即した柔軟で機能的な病院運営といったものが、この新しい仕組みの方がより徹底されるのではないかと考えています。

例えば今回、我々、公営企業法を全部適用して一つの経営者のもとに置く形で物事を進めるべきではないかと考えております。同様に、これとはタイプが違いますが、独立行政法人を目指すような改革と似たようなところがあると思っており、半ば独立した形態をとって、そこで一気に物事を回していく必要性が病院経営に今求められているのではないかと私どもは考えています。したがって、そういう中で私どもとしては、最初のステップとして、まず地方公営企業法の財務だけの適用という非常に中途半端な形でなく、全体の適用をしっかりとさせていく中で管理者のもとに経営を置くような改革を今回は目指しています。

○意見（城戸委員） 今の話も以前聞いたことがあるような話だと思います。以前はこの話をするときには、病院管理者をつくりそういう役職が今県庁の中にあり、これにかわって管理者を置くのであればまだわかるのですが、両方残るわけです。これがもう意味がわかりません。県庁職員の中に管理者がいる。前に議会でも、これはなぜ置くのかと言ったら、こうこうこうで、きちんとした決裁権を持っている管理者を置きたいということでやりました。そこにかわって今度は管理者が来るのかと思ったら、全部残るのです。そうであれば、だれが何の責任を持つのでしょうか。このようなわけがわからない状況で今のようなことが本当にできるのかと思います。みんな何か宙ぶらりんの、あれがやるということで行くだけの話です。金がかかるだけではないかと思います。3つも管理者みたいなものができて、果たして本当にうまくいくのかどうか、どこかを片づけて整理をしてきちっとやると言うのであればわかりますが、それがなしに皆が残るのになぜそんなことができるのかと思います。私はどう考えてもあなたの今の説明には納得しがたいものがあります。

だからこれは、やはりもう少し、屋上屋を架するにも、何かこの間から人事とかは皆、屋上屋です。なぜこのようなことをやるのかわかりません。私は、もう少し組織の整理をきちっとしていただかないと、本当の意味のあなた方がねらっていることはできないようになると思います。もちろん決裁を早くしようというのはよくわかります。病院のことも責任感をきちっと持ってもらおうというのもわかりますが、しかしそれは簡素化するなり本当に責任を譲っていくのであればできますが、何かわけがわからない組織にしてしまうことが、決していいことではないはずです。このようなことは常識でわかるはずですが、だからもう少し、説明がしやすい組織を考えてもらいたいと思います。多分これに対して答弁をもらっても、不信ばかり起

こり、答えるとますます突っ込むことになります。

○答弁（総務局長） 貴重な御意見をいただいたと思っておりますし、新しい組織をつくる上でも既存組織との整理をしっかりしなければいけないというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っております。私どもは、来年4月から全部適用という方向性を一つの目標にこのことを進めていこうと思っておりますが、今ちょうどいただいた御意見をしっかり踏まえ、これから既存組織との整合性をどういう形でつけていくのかといったものもしっかり整理をして、しかるべき時期にまた委員の皆様方にしっかり説明をさせていただきたいと思っております。

○意見・質疑（平委員） 教育事務所の再編に戻ります。最初に意見を申し上げておきたいのですが、知事部局の地域事務所といいますか、出先機関の見直しがあったわけですが、私も懇話会のメンバーでしたが、1月に中間報告を出し、それをもとに議論が行われ、6月定例議会で一定の方向が固まりました。当初これは、3月末までに結論を出そうということをしていましたので延びたのですが、いずれにしてもそういう時間がありました。ところが、教育事務所の場合、来年4月1日に実施をしようということは、実施まであと半年余りしかないという状況で、これを議論する時間が非常に限られてしまいます。今回の教育事務所の再編に限らず、教育委員会がいろいろなことをお決めになる場合、余り意見を出す、あるいは聞いてもらう時間のないことが、このものに限らずあります。もう少し教育委員会で決定される事項であるとはいいながら、意見を聞くという時間を持つことを御検討いただきたいと、これは意見として申し上げておきます。

それから教育事務所について、山口県では教育事務所そのものを廃止したということも聞いており、教育委員会としてつかんでいる情報があれば、全国的に教育事務所を設置していない県がどの程度あるのか、あるいは教育事務所を設置しない場合の支障はないのか、教育事務所のあり方を考えるための参考としてお聞きしたい。これは他の県がやっていることですが、県教育委員会としての見解があれば、お尋ねします。

○答弁（総務課長） まず、全国の教育事務所の状況ですが、本年4月現在で全国39都道府県が教育事務所を設置しています。逆に言えば、従来から未設置のところは1県あり、これは滋賀県です。それから最近見直しをして廃止を行ったのが、委員御指摘の山口県を初めとして、大阪府、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、長崎県の7府県です。

それから、設置しない場合の支障はないかということですが、廃止したところの考え方を聞いたのですが、廃止に至る経緯とすれば、地方分権の推進等の関係の中で廃止をしたということです。本庁直轄でやっており、特段の支障はないと聞いています。

(4) 閉会 午後2時25分